

# 平成18年度における入札契約制度の改正概要

## 1 電子入札の本格実施

### (1) 電子入札の対象等

平成18年4月から次の入札等が、原則として電子入札により執行されます。

建設工事の請負に係る競争（一般・指名）入札

建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託の指名競争入札

前記の請負又は業務に係る見積合せ（随意契約）の一部

建設業者等が入札参加者となる一般業務委託（除雪、除草など）の指名競争入札及び見積合せの一部

**電子入札案件に参加するためには、特別な場合を除き、ICカードを保有したうえで電子入札の利用者登録を行う必要があります。この手続きを行わない場合、指名されても入札ができない場合がありますので、必ずICカードの発行申請等の手続きを行ってください。**

### (2) 入札説明書等の交付

電子入札の本格実施に伴い、これまで書面の交付を行っていた「入札説明書」、「特記仕様書」、「金抜き設計書」は県ホームページからダウンロードにより入手していただくこととしました。（ただし、設計図書等の閲覧は従来どおり各発注者指定場所での閲覧となります。）

また、指名競争入札についても「特記仕様書」及び「金抜き設計書」の個別配布は行わず、県ホームページからダウンロードにより入手していただくこととなります。

### (3) 積算内訳書の様式

電子入札の本格実施に伴い、建設工事の入札時に提出していただく積算内訳書（工事費内訳書）について、発注者が様式（電子データ《マイクロソフトのエクセル形式》）を指定し、この様式を入札参加者が県ホームページからダウンロードして作成・提出することとなります。各参加者がそれぞれホームページからダウンロードして、指定された様式を使用したもののみが有効な積算内訳書となりますので注意してください。

## 2 指名選定基準の見直し

業務委託の指名選定における技術力の評価を進めるため、補償関係コンサルタント及び土木関係コンサルタント業務に係る指名選定基準を一部見直しました。

補償関係コンサルタント業務

設計金額500万円未満の技術的要件に国土交通省への登録要件を追加

土木関係コンサルタント業務

Cレベル（簡易）の技術的要件及び実績要件について、技術者又は同種業務の実績要件を追加

### **3 入札参加資格の設定**

工事成績を入札参加資格に設定する入札のうち、土木一式工事において77点以上の点数の施工実績がある者のみが参加できる入札について、当該年度完成工事も対象とすることとしました。(当該入札の参加資格確認申請提出期限までに工事成績評定通知を受領したものは対象とする)

### **4 合併に伴う優遇策**

建設業者の合併に係る優遇策のうち、地域要件に係る合併特例の適用期間を延長し、5年としました。(これまでは3年)

また、平成18年3月31日までに「建設業者の合併等に係る総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する取扱要領」の第5が適用されている合併会社は、入札参加機会の特例の適用期間を当初の特例適用の日から5年間としました。